

公共ふ頭等に於けるけい船離船作業料金表

協和係船株式会社 Tel 622-1841~2

令和4年10月1日 実施

1 基本料金 (08:31~16:30)

(単位 円)

船舶の総トン数	けい船料	離船料	けい離船料合計
300以下	8,900	6,400	15,300
301~500	9,200	6,800	16,000
501~1,000	9,500	7,100	16,600
1,001~2,000	11,800	9,400	21,200
2,001~3,000	13,600	11,200	24,800
3,001~5,000	15,200	12,400	27,600
5,001~10,000	21,100	17,100	38,200
10,001~20,000	27,100	21,500	48,600
20,001~30,000	27,600	22,300	49,900
30,001~40,000	30,900	24,700	55,600
40,001~50,000	33,700	28,800	62,500
50,001~60,000	37,900	31,400	69,300
60,001~70,000	40,800	34,400	75,200
70,001~80,000	43,700	37,200	80,900
80,001~90,000	46,600	40,200	86,800
90,001~100,000	49,500	43,100	92,600
100,001~110,000	52,400	45,900	98,300
110,001~120,000	55,300	48,900	104,200
120,001~130,000	58,300	51,800	110,100
130,001~140,000	61,100	54,700	115,800
140,001~150,000	64,000	57,600	121,600

備考 1 総トン数 150,001トン以上の船舶は、10,000トン又はその端数を増す毎に 2,900 円を加算するものとします。

備考 2 本船側の都合で特に多数の作業員を要求された場合は、その人員数により港湾運送事業関連料金表に記載のエキストラレバー料金に基づき両者協議のうえ料金を決定する。

3 岸壁にけい留中の船舶に、接舷する船舶の接舷離船作業については、上表のけい船離船料の5割増を基本料金とし、作業引き受け要領は下記のとおりとします。

作業受付時間 : 作業前日の15時までとする。

作業引受時間 : 07時30分接舷船から18時00分接舷離船作業完了船までとする。

接舷船の差替 : 接舷船と接舷船との連続した差替え作業は行わない。

2 割増料金

(1) 時間外割増

自 16:31	至 22:00	6 割増
自 22:01	至 06:00	11 割増
自 06:01	至 08:30	7 割増

(2) 休日割増

日曜日、国民の祝日、及び年末年始（12月31日～1月3日）の作業は、基本料金の10割増を申し受ける。ただし、年末年始割増については、平成15年12月1日から暫定取扱いとして12月30日は平日扱いといたします。なお、日曜着岸船舶に対する岸壁使用料の減免措置を横浜港で受けた船舶にあっては、インセンティブに協力する取扱いとして、基本料金の7割増を申し受けるものとする。

(3) 雨雪割増

降雨、降雪時の作業は、基本料金の3割増を申し受ける。

(4) シフト割増

同一ふ頭内においてシフトを行う場合、岸壁上を作業員により75米以上けい留索を移動するとき、けい船基本料金の6割増を申し受ける。

3 作業待ち料金

(1) けい船の場合

本船港外スタートの指定時刻から起算してけい留索（ファーストライン）を岸壁の係船柱に繋ぐまでに、1時間以上作業待ちした場合は、その後の作業待ち時間に対し1時間またはその端数を増す毎に基本料金（時間外に及ぶ場合は時間外割増を加えた額）の3割増を申し受ける。

(2) 離船の場合

指定時刻より起算して30分以上作業待ちするも離船作業にかかれない場合は、その後の作業待ち時間に対し30分またはその端数を増す毎に基本料金（時間外に及ぶ場合は時間外割増を加えた額）の3割増を申し受ける。

4 手配解除料金

下記手配時刻を過ぎて作業を取り消した場合は、基本料金（取り消し決定時が時間外に及ぶ場合は、時間外割増を加えた額）の5割増を申し受ける。

(1) 平日の場合 当日の18時30分以降翌朝08時30分までの出入港船の手配解除は、その日の16時までとする。

(2) 休日の場合 休日の出入港船の手配解除は、前日の16時までとする。

(3) その他 : ① 出入港指定時刻30分前を過ぎてからの時間変更連絡は、手配解除とする。
② 上記(1)および(2)の手配時刻を過ぎてから、当日の18時30分以降翌朝08時30分までの出入港船が翌朝の08時30分以降に変更になった場合等は、手配解除とする。